

政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（令和元年度）

金融機関名	①新規に無保証で融資した件数	②新規融資件数	③新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合 【③=①/②】※3	④保証契約を解除した件数	⑤ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	代表者の交代時における対応※2								
						旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数		旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数		合計 件数
						件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
商工組合中央金庫	11,642	28,224	41.2%	2,101	49	495	10.7%	785	17.0%	3,309	71.7%	27	0.6%	4,616
日本政策金融公庫※1	63,375	164,793	38.5%	1,014	139	1,066	15.6%	4,445	65.0%	1,062	15.5%	268	3.9%	6,841
合計	75,017	193,017	38.9%	3,115	188	1,561	13.6%	5,230	45.6%	4,371	38.2%	295	2.6%	11,457

※1 日本政策金融公庫は、中小企業事業・国民生活事業の合計。

※2 代表者交代時における対応とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載。

※3 ①②③は、日本政策金融公庫（国民生活事業）の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合、件数をいう。